

平成30年度

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険に関する会議

議 題

- (1) 消費税引き上げに伴う介護保険料の
軽減強化について

引上げ分に係る地方消費税収の用途について

1 消費税率(国・地方)5%から10%への引上げ

「社会保障・税一体改革大綱(抜粋)」(平成24年2月17日閣議決定)

消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年8月22日法律第68号)(抄)
(趣旨)

第一条 この法律は、(中略)社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行うため、(後略)



2 地方税法上の措置

○地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)(抄)

(地方消費税の用途)

第七十二条の百十六 道府県は、前条第二項に規定する合計額(※)から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。次項において同じ。)に要する経費に充てるものとする。

2 市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

(※) 地方消費税の引上げ分(十七分の七に相当する額)を指す。

○消費税法(昭和63年12月30日法律第108号)(抄)

第一条 (略)

2 消費税の収入については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

平成31年度の消費税増収分の使途について

〈31年度消費税増収分の内訳〉（公費ベース）

《増収額計：10.3兆円》^(注)

○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.3兆円

○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の充実
- ・幼児教育・保育の無償化
- ・待機児童の解消
- ・介護人材の処遇改善



介護保険の1号保険料の
低所得者軽減強化

2.17兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.47兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

4.4兆円

(注) 軽減税率制度による減収分は考慮していない。

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

平成31年度予算政府案
900億円（公費）、うち国費450億円
※一部実施済みの分を含む。

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

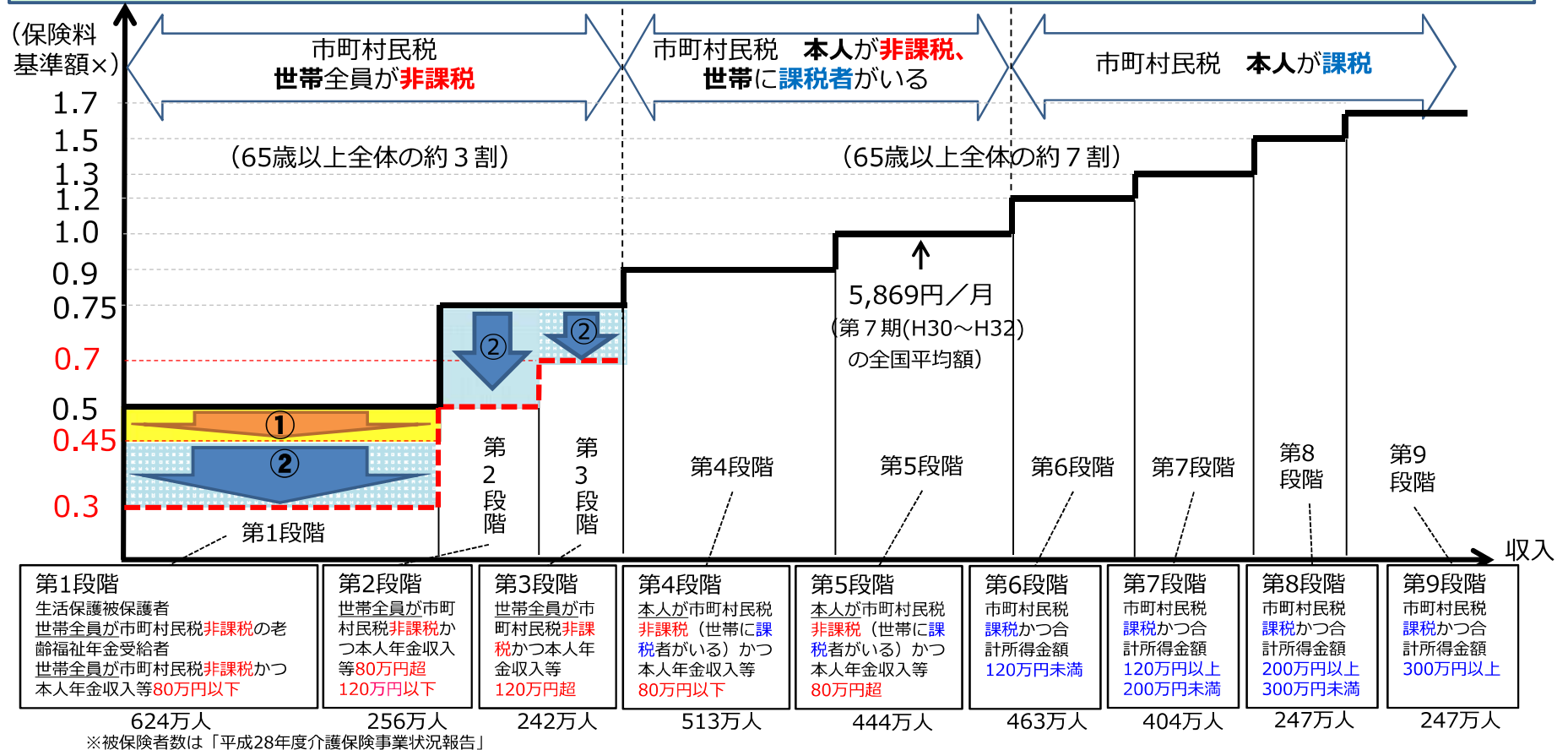
①一部実施（平成27年4月）
市町村民税非課税世帯のうち 特に所得の低い者を対象（65歳以上の約2割）

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.5 → 0.45

②完全実施（平成31年10月）
市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施（65歳以上の約3割）
【実施時所要見込額（満年度）約1,600億円（公費ベース※）】平成31年度予算案ベース

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	0.75 → 0.5
第3段階	0.75 → 0.7

※公費負担割合
国1/2、都道府県1/4
市町村1/4



介護保険の財源構成

※平成30～32年度

保険料 50%

公費 50%

第1号被保険者
【65歳以上】

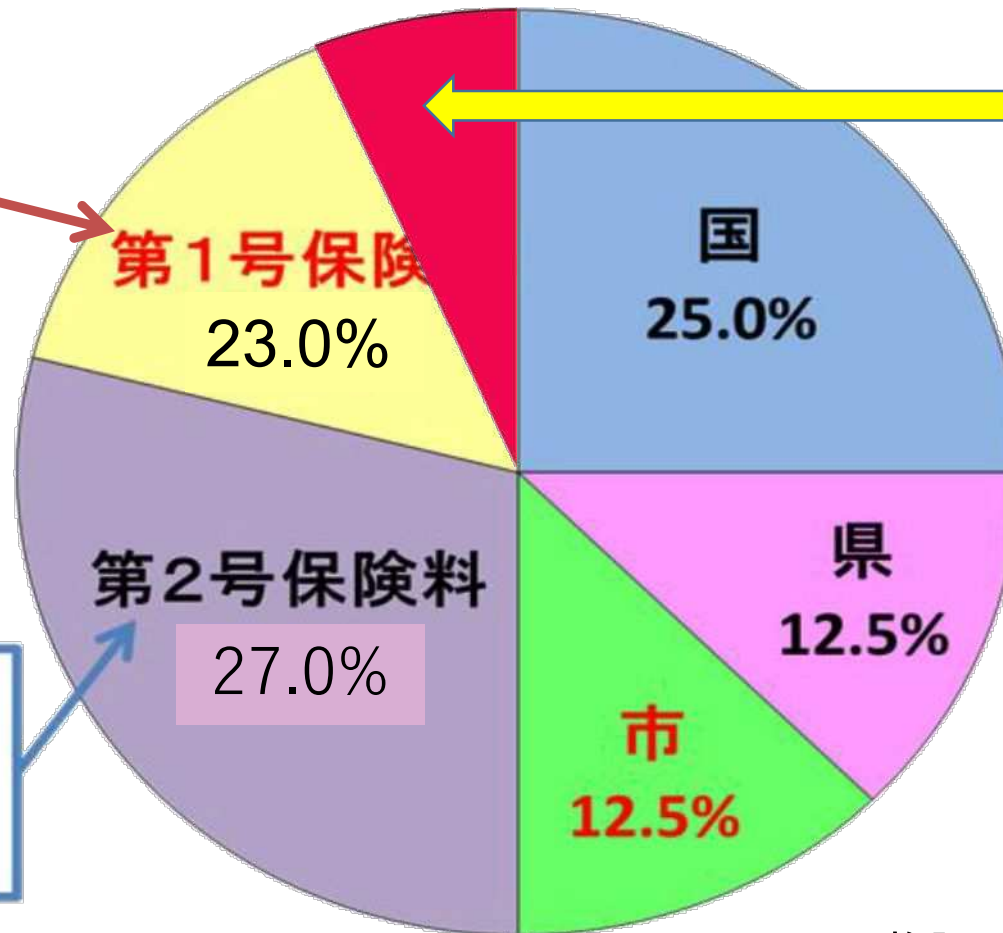
公費負担割合

国：1 / 2

県：1 / 4

市：1 / 4

第2号被保険者
【40～64歳】



※ 施設サービスは国20%、県17.5%

(3) 65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、基準額6,090円(月額)をもとに所得などに応じて分かれています。負担能力に応じたきめ細やかな保険料の負担段階となるよう、全体で12段階となっています。

年間介護保険料額(平成30年度～平成32年度)

保険料段階	対象範囲		保険料率	年間保険料額(月額)	
第1段階	本人が市民税非課税	生活保護受給者等(※1) 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の人	基準額 ×0.45	32,880円 (2,740円)	
第2段階		本人の 「課税年金収入額(ア)」 +「合計所得金額(イ)」 -「租税特別措置法上の特別控除額(ウ)」 -「公的年金等に係る雑所得(エ)」(※2) で算出した額が右記に該当する	80万円以下	基準額 ×0.7	51,150円 (約4,270円)
第3段階			80万円超 120万円以下	基準額 ×0.75	54,810円 (約4,570円)
第4段階			120万円超	基準額 ×0.9	65,770円 (約5,490円)
第5段階			80万円以下	基準額	73,080円 (6,090円)
第6段階	本人が市民税課税	本人の +「合計所得金額(イ)」 -「租税特別措置法上の特別控除額(ウ)」 で算出した額が右記に該当する	80万円超	基準額 ×1.15	84,040円 (約7,010円)
第7段階			120万円未済	基準額 ×1.2	87,690円 (約7,310円)
第8段階			120万円以上 160万円未済	基準額 ×1.25	91,350円 (約7,620円)
第9段階			160万円以上 200万円未済	基準額 ×1.5	109,620円 (約9,140円)
第10段階			200万円以上 300万円未済	基準額 ×1.75	127,890円 (約10,660円)
第11段階			300万円以上 400万円未済	基準額 ×2.0	146,160円 (12,180円)
第12段階			400万円以上 600万円未済	基準額 ×2.1	153,460円 (約12,790円)
		600万円以上			

※1 中国残留邦人等に対する支援助付、生活に困窮する外国人に対する保護を受けている人を含みます。
 ※2 「合計所得金額(イ)」-「租税特別措置法上の特別控除額(ウ)」-「公的年金等に係る雑所得(エ)」で算出した額がマイナスの場合、0円とみなします。
 ア 国民年金、厚生年金等(遺族年金、障害年金は除く)の公的年金等控除前の総支払額をいいます。
 イ 地方税法第292条第1項第13号に規定される額であり、税法上の各種控除前の所得金額をいいます。
 ウ 租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額をいいます。
 エ 所得税法第35条第2項第1号に規定される額をいいます。

- 65歳になった人は誕生日の前日で保険料を算定
 65歳になった日(65歳の誕生日の前日)の月の分から、保険料を納めていただきます。
 〈例〉 ・7月1日生まれの人：6月分から ・7月2日生まれの人：7月分から